

第22期第14回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月27日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項
議案第1号
定置漁業の免許申請について（答申）

議案第2号
特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

議案第3号
知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 4 報告事項
(1) さんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(2) 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- 5 その他
- 6 出席者
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、
祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、高松委員
留萌振興局：神崎水産課長、沼田漁業管理係長、小野寺技師、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任
- 7 議事録署名委員：加藤委員、山田委員
- 8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第14回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方々にご臨席

いただき、厚くお礼申し上げます。本日の委員会は前回からおよそ4ヶ月振りの開催となります。この間の主な出来事としましては、今年の夏は、猛暑ということで、道内も記録的な暑さとなり、漁業の方でも海水温が非常に高く、秋サケの来遊やホタテガイの生育に影響が及んだと伺っております。また、東京電力の福島第一原発事故に関連したアルプス処理水の海洋放出が、8月から始まりました。報道によると、今のところ、国内で、目立った風評被害は確認されていないものの、国外では、中国が日本からの水産物の輸入を全面的に停止したことにより、ホタテやナマコの在庫が積み上がっているとの報道がありました。ホタテについては、食べて応援するというので、様々なイベント等で消費が進んでいるとのことですが、来年以降、影響が長期化・拡大することを心配しており、一刻も早い状況の改善を願っております。さて、本日の委員会では、定置漁業権の切替に係る議案がございます。漁業権切替に伴う手続きで、この1年は多くの委員会を開催してまいりましたが、本日の議題をもちまして、一区切りとなります。委員の皆様には、これまで多大なるご協力を頂きましたことに、改めて感謝を申し上げます。本日は、その定置漁業権の議案も含め、議題3件、報告事項2件を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。結びとなりますが、ご出席の皆様のみますのご活躍、ご健勝を祈念し、簡単ですが挨拶といたします。本日はよろしくお願い致します。

三上局長： 今会長、ありがとうございました。次に本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、沼田漁業管理係長です。

沼田係長： 沼田です。よろしくお願いいたします。

三上局長： 後ろの席となりますが、小野寺技師です。

小野寺技師： 小野寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願い致します。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名のうち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、加藤委員と山田委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号を上程します。議案第1号の「定置漁業の免許申請について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第1号について説明いたします。お手元の議案第1号資料の1ページをご覧ください。令和5年11月10日付けで、漁管第1845号通知により、北海道知事から定置漁業の免許申請について、諮問がありました。内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。一枚おめくりいただき2ページをご覧ください。諮問文の別添として免許申請の一覧表が添付されております。今回ご審議いただくのは、令和5年9月29日付け北海道告示第11331号で告示された、定置漁業の追加に伴う留萌海区の海区漁場計画の変更に係る定置漁業の免許申請についてであります。告示された17件の漁場に対しては、この一覧表にありますとおり、各1件、計17件の免許申請がありました。道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、また、一覧表に備考欄とありまして、この備考欄の下に申請期間令和5年10月2日から令和5年11月1日午後5時となっておりますが、申請期間内でありまして11月1日までに到達しており、適切に申請されています。なお、同一の漁場に対して複数の免許申請、いわゆる競願はありませんでした。また、申請書類等から、道の書類審査では、いずれの申請も漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと考えられております。次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっております。同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえで、この旨の意見を述べることとなります。第71条第1項の1号には、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。第72条第1項には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当します。第72条第1項の、第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者

であることとなっており、この第1号から第4号のいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。海区委員会では、申請者が第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かを、漁場番号毎に申請者1件ずつご審議いただくこととなります。最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ない」とこととされております。これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることをないよう、適切な運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員さんにあっては当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了承願います。なお、第146条但し書きでは、委員会の承認があった場合には、決定に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言することはできます。また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。それでは議長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者1件ずつ審議をして頂きたいと思っておりますが、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」への該当の有無や、適格性についてご審議願います。議案第1号の説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長： ただいま事務局から説明がありました。議事進行や内容などについて、ご質問などはありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： それでは審議に入ります。本議案については、漁業法第146条の規定に基づき、これから指名される委員においては、該当する議事に出席する事ができません。

- ・ 留さけ定第1号、留ひらめ定第1号に関わる祐川委員
- ・ 天さけ定第1号、幌延さけ定第3号に関わる前山委員

以上の2名につきましては、発言並びに評決に加わる事ができませんので、ご了承願います。なお、ただ今指名されました委員におきましては、漁業法146条但し書きに基づき、該当する議事の審議になりましたら、委員外という立場で、その場で傍聴して頂くこととしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか？

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。それでは、増さけ定第1号を審査しますが、申請者は漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当せず、適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に増さけ定第2号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に増さけ定第3号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に増さけ定第4号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に増さけ定第5号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に、留さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に小平さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に羽さけ定第1号を審査し

ますが、同じく適格性ありと判定してよろしいでしょうか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に羽さけ定第2号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に初さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に初さけ定第2号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に遠さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に天さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に幌延さけ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に幌延さけ定第2号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。次に幌延さけ定第3号を審査

しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。最後に留ひらめ定第1号を審査しますが、同じく適格性ありと判定してよろしいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： 異議なしとのことで、そのようにいたします。全ての申請者に対して漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当するとの発言が無かったことから、全申請者について第72条第1項の適格性があり、また、第71条第1項の免許しない場合には該当しないものとして、知事の審査に異議がない旨、知事に答申しますがご異議ありませんか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に、議案第2号を上程します。議案第2号の「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」及び 報告事項（1）は関連する内容ですので、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： 議案第2号について、ご説明いたします。諮問文、議案第2号資料の1ページとなりますが、こちらをご覧ください。今回の諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものでありまして、対象は令和6年1月から12月までを管理期間とする「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」の3種です。併せて、令和6管理年度の「さんま」及び「まいわし太平洋系群」の、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。まず、令和6管理年度における漁獲可能量及びその配分について、ご説明いたします。資料4ページ、右上に資料1-1と記載されている「令和6年のTACについて」をご覧ください。これは、11月2日に開催された国の「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て示された、令和6管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものであります。まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさん

まの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の118,131トンとなっています。そのため、今年の6月に一度令和5管理年度の漁獲可能量の変更を行ったところではありますが、この管理措置は令和6管理年度についても同様となり、北海道には4,800トンが配分されております。なお、今年状況について補足すると、配分量については、昨年11月に改訂された、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われることとなっており、北海道に対しては4,800トンが配分されておりますが、今年オホーツク海での漁獲が積み上がったことにより、11月2日に漁獲可能量の追加配分が行われたところです。さんまに関しては、来年開催予定のNPFC年次会合で新たな管理措置が採択された場合には、変更される可能性がある旨ご了承いただければと思います。次に、まあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。太平洋系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2022年の平均親魚量は2万6千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2022年の平均親魚量は28万8千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値166,800トンが、令和6年のTACとして設定されています。また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が59,100トン、都道府県知事管理分のうち、北海道に定める数量は、これまで同様、「現行水準」となっています。続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2022年の平均親魚量は240万5千トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTAC配分については、漁獲シナリオにより算定された、97万1千トンが、令和6年のTACとして設定されております。なお、今年行われたステークホルダー会合での意見等を踏まえ、令和6管理年度からの2年間、漁獲圧力に乗じる係数 $\beta = 1.3$ の漁獲管理規則を適用することとなりました。太平洋系群は、大臣管理漁業（大中型まき網漁業）への配分が636,200トン、北海道の知事管理量は、前年より5,800トン少ない32,800トンの設定となっています。全体のTACが増えたのになぜ北海道の配分が減ったかということ、令和6管理年度から配分の基礎となる漁獲シェア（日本全体における漁業別、都道府県別漁獲割合の3年平均）が更新され、新たに令和2年から令和4年までの漁獲実績を反映することとなりました。それにより、全体の割合が変更し、北海道はこれまでは日本全体に占める割合が4.92%から3.97%に減少したことによるものであります。次に、

魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。まず、さんまについては、資料5ページの資料1-2をご覧ください。配分の考え方ですが、まず国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を対象とする「北海道さんま漁業」の管理区分とそれ以外の「その他漁業」の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。なお、国から配分された4,800トンのうち、全さんまの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600トンが上乘せされており、これは全て「さんま漁業」に配分することとします。なお、さんま漁業への配分については、直近3力年の平均採捕数量の比率により4,700トンを配分することとしております。続いて、1枚おめくりいただきまして、6ページ資料1-3のまあじについてです。「まあじ」への配分は国から北海道に示された数量が「現行水準」であるため、これまで同様、「現行水準」として全道で管理区分を分けず管理するものです。1枚おめくりいただきまして、7ページ資料1-4のまいわしをご覧ください。国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる「火光を利用する敷網試験操業」へ25,000トン、令和4管理年度と同量を配分します。「その他漁業」は「現行水準」とし、これまで同様の取扱いとなります。続きまして、資料が戻りますが3ページ、右上に別紙2とあります「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について（さんま及びまいわし太平洋系群）」をご覧ください。

1. 背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、さんま及びまいわし太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2. 今後の取扱いをご覧ください。さんまの国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針において、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。まいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通についても、北海道資源管理方針において、予め定めた方法により配分することとしており、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き、海区委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。最後に、8ページ、資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。議案第2号の説明につきましては、以上でございます。

関連しますので引き続き報告事項（１）の説明を行います。報告事項（１）は、さんまに関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてであります。資料は報告事項の１ページをご覧ください。こちら１１月２日付け、漁管第１７８８号により、各海区委員会へ通知されておりますが、内容しましては、農林水産大臣から北海道漁獲可能量の追加配分の通知があった全量を「北海道さんま漁業」に配分し、別添のとおり令和５管理年度における知事管理漁獲可能量を変更した旨公表しましたというものであります。一枚おめくりいただき２ページをご覧ください。こちら１１月２日付けですでに公表しているものですが、さんまの知事管理漁獲可能量について、北海道に対して国の留保枠から追加配分がありまして、変更前の４，８００トンから、１０，７１３トンに増加したというものであります。なお、こちらの知事管理可能量の変更についてですが、迅速に対応するために、諮問を経ることなく事後報告で対応できる旨、予め当委員会において了承を頂いているものでございまして、併せてその旨報告いたします。議案第２号及び報告事項（１）の説明につきましては、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長： ただいま説明の、議案第２号及び報告事項（１）について、ご意見、ご質問はありませんか。

委 員： （ありませんの声）

議 長： ご意見がなければ、議案第２号の「特定水産資源に関する令和６管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」及び報告事項（１）は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委 員： （異議なしの声）

議 長： それでは、そのように答申することを決定します。次に議案第３号を上程します。議案第３号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第３号について、説明いたします。お手元の議案第３号資料の１ページをご覧ください。議案第３号の 制限措置の内容及び申請すべき期間について、こちらのとおり令和５年１１月６日付け漁管第１８１８号通知により、知事から当委員会への諮問がありました。漁業名は「すけとうだら固定式刺し網漁業（日本海海域）」及び「すけとうだらはえ縄漁業（日本海海域）」であります。知事許可漁業は、漁業法により、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とともに申請期間などを公示し

た上で許可をすることとなっております。この「制限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされております。なお、こちらの許可ですが、管内居住者の操業はありませんが、操業海域の中で管内の沖合海域も含まれておりますことから諮問があったものでございます。資料14ページに操業区域の概要図を添付しております。この中で留萌近海というところだと、留萌海域、雄冬・天売海域、武蔵堆海域があります。資料は戻りまして、2ページこちら折り込んでいる資料となりますが、次に公示案の説明を行います。ページ数でいきますと2ページから4ページになりますが、公示案を添付しております。この中で、さきほどの留萌近海を操業区域として含んでいる許可としましては、右側の備考欄のひとつ左に許可区分とありますが、この許可区分の(1)と(2)が制限措置の左から2つめの操業海域において、雄冬天売海域、武蔵堆海域、留萌海域を含んでおります。こちらの漁業時期は毎年11月1日から翌年3月31日まで、許可等すべき船舶の数は、許可区分(1)が6隻、許可区分(2)が2隻、こちらは現在の許可と同数とのことであります。船舶の総トン数は10トン以上20トン未満、漁業を営む者の資格は、後志総合振興局管内に住所を有する者となっております。それから資料4ページをご覧ください。こちらはすけとうだら延縄漁業であります。こちらの許可区分(1)が、操業区域に留萌近海を含んでおります。こちらの漁業時期は毎年11月1日から翌年3月31日まで、許可等すべき船舶の数は、2隻でこちらも現在の許可と同数とのことであります。船舶の総トン数は10トン以上20トン未満、漁業を営む者の資格は、後志総合振興局管内に住所を有する者となっております。資料2ページから4ページの一番右に備考欄があります。備考欄の4に、許可に当たっての条件が記載されております。こちらの条件については、現行の取扱からの変更はありません。最後に参考資料として、8ページ以降、現行の当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取り扱いなどを添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がなければ、議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

全委員： 異議なし。

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事

事務局から1件報告がありますので説明願います。

三上局長： それでは、報告事項（2）「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を説明致します。資料は、報告事項資料の3ページをご覧ください。令和5年8月22日付け漁管第1207号により北海道知事より本委員会へ通知がありました。この「資源管理の状況等の報告」につきましては、漁業法により漁業権者から報告を受けた知事は、同じく漁業法に基づき、必要な事項を海区委員会に報告することとされていることから、本通知により報告されたものでございます。内容について読み上げます。貴海区の定置漁業権者から漁業法第90条第1項の規定により次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第2項の規定により報告します。報告の対象件数16件、報告の内容は別紙のとおりとなっております。1枚おめくり頂きまして資料4ページの別紙をご覧ください。こちらでは各定置漁業権毎に報告の内容を記載しております。報告の内容は、漁業法施行規則に定められたものから、知事が必要と判断した内容について、意見を付して報告されております。漁業権の種類は、定置漁業権、免許番号は記載のとおりでございます。報告の対象となる期間は、令和4年8月1日～同年11月30日。資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者から報告を受けた内容などから、確認した結果を記載しております。報告対象件数16件の定置漁業権はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。なお、仮に道から漁業権者へ指導に該当するものがある場合は、指導についての諮問も行うこととなりますが、今回はいずれも有効に活用されている内容となっておりますことから、諮問ではなく報告事項としております。以上で報告事項（2）の説明を終わります。

議長： ただいま説明の報告事項（2）について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 事務局から何かありますか。

三上局長： 年内の委員会は本日が最後となります。次回開催は1月の末頃を予定しております。開催日は後日改めて日程調整を行った上で、会長と相談して決定したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長： ただいま事務局から、本日の委員会が年内最後との話がありました。これから年末を迎えるにあたって、委員の皆様におかれましては、ご多忙な日々をお過ごしになられると思いますが、体調管理には充分ご留意いただいて、また来年元気にお会いしたいと考えております。それでは、以上を持ちまして、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時10分